



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 ダイードリンコ株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高松 富也
(コード番号：2590 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長
長谷川 直和
電 話 番 号 06-6222-2621

持株会社体制への移行に伴う 業績連動型インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴う新しい業績連動型インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 4 月 15 日開催予定の当社第 41 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、「持株会社体制への移行方針決定に関するお知らせ」（平成 28 年 1 月 15 日付リリース）、「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立に関するお知らせ」（平成 28 年 2 月 15 日付リリース）、「持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結ならびに商号変更に関するお知らせ」（平成 28 年 2 月 26 日付リリース）にて公表しましたとおり、平成 29 年 1 月 21 日を目処に持株会社体制へ移行する方針を決定しております（具体的には、当社は、持株会社体制への移行に伴い、同日を目処に、商号を「ダイドーグループホールディングス株式会社」に変更し、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として、上場を維持する予定です。）。そして、当社は、持株会社体制に伴い、新たに、持株会社（当社）の取締役（取締役会長、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「持株会社の取締役等」といいます。）並びに当該持株会社（当社）の 100%子会社（〔①現在はダイードリンコ分割準備株式会社として設立され、平成 29 年 1 月 21 日を目処に当社の飲料事業を承継する予定の株式会社（同日を目処に「ダイードリンコ株式会社」に商号変更予定）〕、②大同薬品工業株式会社、③株式会社たらみ及び④持株会社設立後当該持株会社（当社）の 100%子会社として設立を予定している海外飲料管理会社（名称は現段階で未定）（かかる 4 社を個別に又は総称して、以下、「対象子会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「対象子会社の取締役等」といいます。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、ダイドーグループの業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ制度である本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本総会に上程することといたしました。

具体的には、新たな業績連動型インセンティブとして、持株会社（当社）株式を持株会社体制への移行後の平成 29 年 1 月 21 日より開始する事業年度以降、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に対して支給するため、持株会社（当社）の取締役に対する支給の部分について、平成 3 年 4 月 18 日開催の第 16 回定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度枠とは別枠で、その報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります（なお、当社は平成 26 年 4 月 16 日開催の第 39 回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しております。）。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、持株会社（当社）が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として持株会社（当社）株式を取得し、当該信託を通じて持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に対して、持株会社（当社）及び各対象子会社がそれぞれ定める取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて持株会社（当社）株式を給付する業績連動型のインセンティブ制度です。なお、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等が持株会社（当社）株式の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

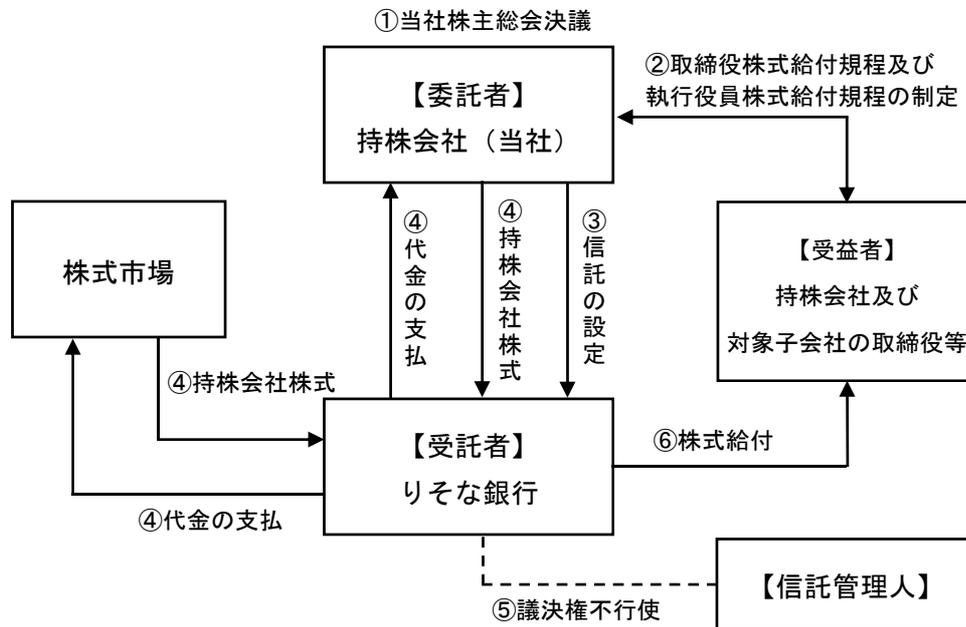
持株会社（当社）の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を含みません。）及び執行役員並びに対象子会社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を含みません。）及び執行役員とします。

(3) 対象期間

平成 29 年 1 月 21 日より開始する事業年度から平成 34 年 1 月 20 日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及び当該 5 事業年度の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせて、それぞれの 5 事業年度を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

持株会社（当社）は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社及び各対象子会社は本制度の導入に関して当社株主総会及び各対象子会社株主総会においてそれぞれ役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社及び各対象子会社は本制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程をそれぞれ制定します。
- ③ 持株会社体制への移行後、持株会社（当社）は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、持株会社（当社）株式を持株会社（当社）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の持株会社（当社）株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位及び業績達成度に応じて、本制度の対象者にポイントが付与されます。退任等、取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、当該対象者に付与されたポイントに応じた数の持株会社（当社）株式を給付します。

(5) 信託期間

持株会社体制への移行後である平成 29 年 3 月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。）。

なお、本制度は、持株会社（当社）株式の上場廃止、取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の廃止等により終了するものとしたします。

(6) 持株会社（当社）が拠出する金員の上限

持株会社（当社）は、当初対象期間において本制度に基づく持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、合計 5 億 5000 万円を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等を受益者とする本信託を設定します。なお、持株会社（当社）は、当初の対象期間中、合計 5 億 5000 万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、持株会社（当社）が信託した金員を原資として、持株会社（当社）株式を、株式市場等を通じて又は持株会社（当社）の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、持株会社（当社）は対象期間ごとに、合計 5 億 5000 万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する持株会社（当社）株式（以下、「残存株式」といいます。ただし、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する持株会社（当社）株式で対象者に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、残存株式とあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、持株会社（当社）が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、合計 5 億 5000 万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

(7) 信託による持株会社（当社）株式の取得方法及び取得時期

本信託による持株会社（当社）株式の取得は、上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は持株会社（当社）の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される持株会社（当社）株式数の算出方法

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1 ポイント当たり持株会社（当社）の普通株式 1 株に換算されます（ただし、持株会社（当社）株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年 3 月末日に、同年 1 月 20 日で終了する事業年度に係る役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。

なお、かかる業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及び予想売上高（2018年度は、中期経営計画の達成度も加味するものとします。）の達成率を基に算定されます。各業績目標が未達の場合には、当該業績連動係数は0.0となります。

(9) 本制度対象者への持株会社（当社）株式給付時期

原則として、持株会社の取締役等又は対象子会社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の持株会社（当社）株式を給付します。

(10) 信託内の持株会社（当社）株式の議決権行使

本信託内の持株会社（当社）株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の持株会社（当社）株式の配当の取扱い

本信託内の持株会社（当社）株式に係る配当金は、信託が受領し、持株会社（当社）株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、持株会社（当社）株式については、全て持株会社（当社）が無償で取得した上で、取締役会決議により消却すること又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付すること、又は公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| ② 委託者 | : 持株会社（当社） |
| ③ 受託者 | : 株式会社りそな銀行 |
| ④ 受益者 | : 持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等のうち、受益者要件を満たす者 |
| ⑤ 信託管理人 | : 持株会社（当社）と利害関係を有しない第三者 |
| ⑥ 本信託契約の締結日 | : 平成29年3月（予定） |
| ⑦ 金銭を信託する日 | : 平成29年3月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | : 平成29年3月（予定）から本信託が終了するまで |

以上